第３章　日本企業と経営者の役割

廣　瀬　幹　好

はじめに

2007年に追手門学院大学で開催された日本経営学会第81回大会の統一論題「企業経営の革新と21世紀社会」において、「新しい企業価値の探求」というサブテーマが設けられた。このシンポジウムでの報告と討論を通じて、およそ次のことが確認されている。

すなわち、第１に、1990年代以降、企業が売買の対象とみなされる傾向が強くなっているが、現代企業は社会的存在であり、そのことを深く認識して経営活動が行われねばならない時代であること、それゆえ、第２に、企業を売買の対象とみなす投資家にとっての「財務的企業価値」のみを企業価値としてとらえるのではなく、それを超えた新しい企業価値の探求が不可欠となっていることであり、そこにはステイクホルダーにとっての価値を組み入れなければならないということである[1)]。

また、実業界からの報告者を迎えたサブテーマ「新しい社会貢献の模索」において、株主にとっての企業価値の評価と企業の社会的存在意義について議論したが、そこにおいても３人の経営者たちは共に、株主にとっての企業価値だけではなく、望ましいステイクホルダー関係をつくり上げることによって、中長期的に企業が発展することが企業価値の本質であると述べられた[2)]。

しかしながら、その際も今も、なにゆえ株主の価値を企業価値であるといってはいけないのか、企業が社会的存在であるとはどのような意味でそうなのか、企業とさまざまなステイクホルダーとがどのような関係にあるのかということについて、十分な理論的解明は行われていない状況にある。それゆえ、以上の点をさらに深く議論することが必要とされているのである。

---

1)　「新しい企業価値の探求」は、報告者と討論者それぞれ３名からなるシンポジウムであり、司会者はシンポジウムのまとめを次の文章で締めくくっている。「以上のシンポジウムを通して、３名の報告者は、『新しい企業価値』を『財務的企業価値』を超えたものととらえていることは共通している。しかし、この問いは、現代経営学とは何か、企業とは何かを改めて問うことを意味しており、今回のシンポジウムは、その出発点に立つものとして位置づけられよう」（日本経営学会編（2008）『経営学論集78集　企業経営の革新と21世紀社会』、千倉書房、43頁）。

2)　同上、44-45頁。「新しい社会貢献の模索」での報告者は次の３名である。奥田務（「『先義理而後利栄』――290年の歴史と経営理念」）、金田嘉行（「Good Corporate Citizenによる価値創造」）、寺田千代乃（「企業とイノベーション」）の各氏。

企業価値とは何かを問うことは、企業とは何かを問うことであり、企業の目的が何かを明らかにすることを意味する[3]。具体的には、企業は株主のモノであるのか否かということ、すなわち、いわゆる株主主権論の妥当性を吟味することが、最も重要な課題となる。また、企業が株主のモノではないとすれば、誰のモノなのかということが問題となる。企業が株主のモノであると考えるにしろそうでないと考えるにしろ、どちらの場合にも、企業と株主その他のいわゆるステイクホルダーがどのような関係にあるのかが問われねばならない。

仮に企業が株主のモノであると考えた場合でも、企業はリンゴや鉛筆のような使用・処分可能な所有対象物ではない。企業が一定の目的のもとに調整された人間の集団的活動組織である限り、株主の企業支配の権限は、法的にも実態的にも制限されざるをえないし、企業組織の構成員による企業支配への関与もまた認めざるをえないのである[4]。とりわけ、企業の業務執行の権限を事実上掌握している経営者の役割について、検討することが大切であると思われる。

そこで、本稿では、「経営者は〈誰〉のために経営すべきか」という問いを立て、いわゆる株主主権論と従業員主権論との融合（折衷）を試みている議論を検討する。この議論は、両者の会社支配権を半ば承認、半ば否認することにより、経営者の会社支配権の正当性を主張する議論だからである[5]。

1．経営者主権論の提唱

大会社の業務執行の決定権限を持つ者、すなわち会社経営の支配者が経営者であるという事実を前提として、経営者支配の正当性を論じようとする試みがある。本稿では、このような議論をひとまず、経営者主権論と呼ぶことにする。この議論の特徴は、株主主権と従業員主権の調停者としての経営者論を提示していること、そして、調停者としての経営者論であるがゆえに、経営者の自立的経営権を主張している点にある。

その問題意識は、「経営者は誰のために［会社を――廣瀬］経営すべきか」という問題を解決するということであり、その判断根拠を明確にするということ、すなわち、経営者支配の正当性の源泉あるいは根拠を探ることにある[6]。

この議論の結論は、「経営者がためを図るべきステイクホルダーが多岐にわたるのは当然だが、……　最も本質的には〈株主〉と〈従業員〉とを想定すべきであり、両者の（二者択一

3）　なお、以下の議論では、念頭に置いている企業は日本企業であり、法人企業である会社、しかも公開会社としての株式会社であるので、原則として「会社」という言葉を使用する。そして、会社が法人（法律上のヒト）であるという点に着目する。

4）　ここで使用している「企業構成員」という言葉は、ひとまず企業それ自体とステイクホルダーを区別していない。

5）　田中一弘（2008）「企業は誰のものか　経営、支配、統治の３側面」、伊藤秀史･沼上幹･田中一弘･軽部大（2008）『現代の経営理論』、有斐閣、第７章、263-297頁。

6）　同上、267頁。

ではなく）バランスの取り方がこの問の核心だ」ということである。

この結論を導くために、①「株主や従業員の意思を経営に反映させることの正当性がどこにあるのか。自らの意思を反映させるという意味での株主・従業員の『支配』の正当性の根拠を考察」するとともに、②「だからといって株主・従業員からの牽制（株主・従業員の意思反映要求）のすべてに従いうるわけではないし、場合によってはそれに部分的にせよ従わない、つまり牽制を遮断することが必要なこともありうる。株主・従業員のためを図ることを職分としつつも、しかし他方で彼らの意思をある程度遮断しなければならないというパラドックスである。そうした遮断が許されるとしたらその根拠はどこにあるのか」、という問題を考察する[7)]。

まず、第１の問題は、株主や従業員が自らの意思を経営に反映させることの正当性の根拠について、すなわちステイクホルダーと企業との関係の問題、企業は誰のために存在しているのかという問題である。

上記の議論では、企業の存在意義は顧客へのサービス提供にあり、このことを自明とした上で、そのほかのステイクホルダーの意思に配慮すべきは当然ではあるが、それらは株主・従業員とはレベルと性質の異なるカテゴリーであり[8)]、企業にとっての最も重要なステイクホルダーは株主と従業員である、と主張される。

なぜならば、「そもそも企業という経済組織体はカネの結合体とヒトの結合体という二面を本質においてもっており、それぞれの中核をなすのが『逃げない資本』を提供している株主と、『逃げない労働』を提供している従業員」[9)]であり、「株主と従業員は、企業にある意味で囲い込まれていて、経営者のやり方如何によって自らの安寧が左右される存在である」[10)]からである[11)]。

第１の論点が多様なステイクホルダーの中における株主と従業員の独自の存在意義を識別することにあるとすれば、第２の問題は、株主主権、すなわち株主による支配の正当性の相対化（従業員主権についても同じこと）、言い換えれば経営者主権の正当性の根拠を探るという問題である。この点についての議論は複雑なので、節を改めて検討する。

２．株主主権の相対化

株主主権を相対化する論拠を示さないかぎり、経営者主権を主張することはできない。もち

7）同上、267-268頁。
8）同上、271-274頁。
9）同上、270頁。
10）同上、271頁。
11）もっとも、そのほかのステイクホルダーが「株主･従業員とはレベルと性質の異なるカテゴリー」であるとの主張（同上、270-274頁）の妥当性については慎重に検討する必要があると思われるが、本稿ではこの点には触れない。

ろん、株式所有者である株主の会社支配権への関与を否定することはできないので、経営者主権論は、株主の支配権を「ある程度遮断することが許されるとしたら、それはなぜか」、遮断しうる根拠はどこにあるのか、と設問する。それは、株式所有と会社支配権の関係を明らかにすることを意味する。モノとしての株式を所有している株主は、自分たちが（一人でもよい）出資して設立した会社、モノではない会社（法人）とどのような関係にあるのか、すなわち株主は会社「支配の正当性」を主張しうるのかということについて、制度的側面と規範的側面から検討する。株主の会社「支配の正当性」、すなわち株主主権の根拠を崩す作業が不可欠だからである。

株式の所有者が会社を支配することに何らかの権限を持ちうることは疑いえない。だが、何らかの権限の実態が何かを説明するのは容易ではない。経営者主権論は、株主の会社支配に対する何らかの権限、言葉を換えれば、権限を制約しうる根拠を明確にしようとしているのである。一般に、以下のことが株主による会社「支配の正当性」の根拠と考えられるという。

> 「『会社法が株主に自分たちの意思を反映させる手段を与えていること』は、株主支配にとって重要な制度論上の根拠である。その背後には、『所有権保護の必要性』や『債権者に比べた株主の〈寄与〉の大きさ』といった規範論上の根拠がある」[12)]

上記引用に示された法制度上で認められている株主主権とは、共益権および自益権の保障のことである。すなわち、

> 「総会議決権を持つことにより、定款変更や合併など企業の根幹に関わる政策に対して直接的に意思を反映する（議決によってこれを決定する）ことができるし、経営陣の構成母体となる取締役の選・解任を通じて企業の経常的な管理運営に対して間接的に意思を反映させることができる。さらに、価値の分配についても、株主権によって自らが経営成果の分配に与る権利が確保されている。これら一連の明示的な権利を、株式会社制度は基本的に株主に、そして株主のみに与えているのである」[13)]

以上にみた株主の持つ共益・自益の諸権利は、株主による会社支配の正当性を根拠づけるものであるのかと問い、いわゆる支配の正当性はない、というのが経営者主権論の立場である。なぜなら、法律上、会社は株主とは別個の独立したそれ自体として実在するヒト（法人）であり、権利能力の主体であるからである。この法人を株主は所有することはできない。すなわち、

12）同上、287頁。
13）同上、279-280頁。

会社の財産の所有者は、株主ではなく法人それ自体である。それゆえ、株式所有者である株主は、会社を全面的に支配する権利を持つ所有者ではなく、いわば薄められた所有権者である。では、どの程度に薄められた所有者であるというのか。

経営者主権論によれば、株主には共益権と自益権があるがそれらは会社の所有権ではなく、したがって株主は会社の所有権を持っているわけではない。もし、株主に会社の所有権が与えられておれば株主には「支配の正当性」があるが、事実はそうではない。株主が所有しているのは株式なのであって会社財産ではない。株主には、株主主権を主張しうるほどには会社「支配の正当性」はない、のである。

要するに、共益権と自益権を持つ株主は、会社の所有権者ではなく、「株式という財産の所有者」としての権利、すなわち会社の経営者が「会社資産を非効率に使って、株主が利益配当を得られなくなったり、キャピタル・ロスを被ったりしないように」、「経営に自らの意思を反映させる資格を持つ」のみの存在であるということになる[14)]。

３．経営者の主権

それでは、株主の支配を一定遮断した経営者の、「支配の正当性」、すなわち会社支配権への関与の権利をどのように根拠づければよいのか。経営者の主権とは何なのか。この点について、経営者主権論の主張を次にみる。

当然ながら、経営者主権論は経営者が株主の代理人ではないと主張する[15)]。ひとまず、従業員の会社支配への関与の権利を脇に置けば、株主主権の相対化の論理がこの主張の根拠となるはずである。単純に、経営者支配の実態があるから経営者主権は当然のことであるとは言っていない。すなわち、「現代の大企業は、実態論としては経営者の意思の下におかれているケースが大半だろう。しかし実態がそうだからと言って、そのまま『経営者支配』が制度論や規範論としても是認されるわけではない」[16)]、という。

では、経営者主権を積極的に主張しうる論拠は何か。それは、なによりも経営者が法人としての会社の機関である、ということである。

14）同上、282頁。また、株主の支配の正当性の基礎は株式の所有にあると同時に、株主の企業への「寄与」（貢献、コミットメント、リスク負担）も正当性の根拠だと主張する。

15）この主張の論拠は岩井克人の議論である。「岩井によれば……株主は法人としての会社の所有者に過ぎず、会社資産の所有者ではない。会社資産の所有者は法人としての会社それ自体である。／この論でいけば、会社資産の正当な支配者（自らの意思に従って会社資産を使う資格のある者）は『法人としての会社』それ自体ということになる。しかし自然人ならぬ会社に支配の行為ができるわけがないから、それに成り代わってコトをなすのが自然人である経営者（代表取締役）である。このゆえに岩井は経営者を株主の代理人（agent）ではなく、会社の信任受託者（fiduciary）であると位置づけている」（同上、281-282頁）。

16）同上、287頁。

「ところで経営とは一面では会社資産（モノ）を使って事業（コト）をなすことである。そして企業を自らの意思の下に置くとは、そうしたモノの使い方（使用や処分）について自らの好むところに従わせることである。それをする資格があるのは所有者だが、このモノつまり会社資産の所有者は株主ではない。法人としての会社である。そして実際にはその機関としての経営者に、支配の正当性が帰することになる」[17)]

「法人に成り代わって意思決定や行動をする経営者は、法人のために仕事をすることを信頼によって任された者という意味で、『法人の信任受託者（fiduciary）』であるというのが、岩井の主張である。／それが経営者の職分の本質であるならば、『会社のためを図る』ことが何にも増して経営者に求められているはずである。……経営者の責任の根本には、会社という組織の存続・発展があるだろう」[18)]

会社の機関である経営者は会社それ自体を経営する生きた主体なのであり、会社財産の運営に責任を持つ存在である、というのが上の引用の要点であり、これが経営者主権の正当性を示す根拠である。さらに、次のように述べる。

「実態論としての経営者支配という状況にあって、経営者は前節でみた正当性をもつ株主・従業員の意思を経営に反映させること、言い換えれば彼らのためを図ることが、経営者自身の（実態としての）支配に正当性を与えることになる」[19)]

すでに述べたように、株主と従業員の会社支配への関与に対する制限を、まずは会社それ自体の自立性（法律上のヒト）と、その機関（意思・行為主体）としての経営者の存在を主張することによって根拠づけたのではあるが、同時に、制約されたとはいえ株主と従業員には会社支配に関与する正当性があるので、彼らの意思を経営に適正に反映させなければ、会社それ自体の、すなわち経営者の会社支配の正当性を主張しえない、というのが上記引用の意味するところである。また、次のようにも述べている。

「①株式会社制度の本質上、経営者が『株主』よりも原理的に（『第零義的に』）優先してためを図るべき存在として『会社それ自体』がある……少なくとも上記①は従業員につい

17）同上、282頁。
18）同上、289-290頁。
19）同上、287頁。

ても当てはまると言える」[20]

これは、「会社それ自体」は株主からも従業員からも、もちろんそのほかのステイクホルダーからも自立した独立の存在であるとの主張である。株主と従業員の意思を適正に反映するべく経営が行われるべきではあるが、会社それ自体が意思を持つ存在だということである。では、会社の意思とは何か、この点について経営者主権論はどのように説明するのであろうか。

経営者は会社と不可分の機関であるので、その根本的な責任・義務は、会社それ自体の存続・発展のために経営を行うことである。しかしながら、経営者主権論は、会社それ自体のための経営とは何かを深く問わず、会社それ自体を「第零義的」存在とみなすのである。すなわち、「『会社のため』はそれを直接図っても何の効果も生まれない（重要なステイクホルダーのためを図ることによって間接的に実現できる）」[21]と述べる。なぜ「『会社のため』はそれを直接図っても何の効果も生まれない」のか、この説明からは理解しづらいが、「会社それ自体」の存在を認めているようでありながら、事実上、否認しているのである。

ステイクホルダーは、会社それ自体を構成する存在ではない。だが、経営者主権論は、ステイクホルダーのためを図ることが会社それ自体のためを図ることになるという。会社それ自体の外部にいる者の影響を無視してあるいは意向を反映せずに経営することは不可能であるとしても、第一義的に彼ら（特に、株主と従業員）のためを図ることが、どうして会社それ自体のためを図ることになるのであろうか。自然人を考えた場合、利害関係者のためを図ることが自分のためを図ることになるという論理は成り立たない。人間は、第一義的には、利害関係者のためを図るために生きているのではない。自分自身のために生きているのである。法人といえどヒトである以上、同様であろう。それゆえ、会社は、会社それ自体のために経営されるべきであろう。

しかしながら、「会社は生身の人間でない以上意思がなく」[22]という表現にも明らかなように、会社それ自体を事実上否定する経営者主権論は、それゆえに、いわば全能の支配者としての経営者論を提示している。会社それ自体に意思がないので、会社の中心的機関あるいは事実上の支配者である経営者の意思が会社の意思であり、自らの判断でステイクホルダーの意向を反映した経営を行うのが当然だということになる。したがって、会社の存続・発展は、支配権力者である経営者の「自己規律」[23]に委ねるべきだという主張に行き着く。会社の命運は、経営者

20）同上、295頁。
21）同上、291頁。
22）同上、290頁。
23）「牽制の主体となりうるこれらのステイクホルダーの意思を遮断する正当性が経営者にあるのだとすれば、そうした中で経営者が『株主と従業員の利益を両者のバランスをとりながら図っていく』ことを担保するためには、究極的には（株主・従業員からの牽制ではなく）経営者自身の自己規律によらざるをえないということになるだろう」（同上、296頁）。

の自己規律にかかっているというのである。

4．会社それ自体とは何か

すでに述べたように、経営者主権論の主張とは違って、会社は、それを構成する諸機関の意思と行為を通じて、会社それ自体のために経営されるべきであると考えられる。それゆえ、会社それ自体のためにとはどういうことなのかを、以下で検討したい。

会社それ自体のための経営とは、会社自らの価値を高める経営ということである。そこで、会社自らの価値、いわゆる企業価値とは何かを明らかにしなければならない。一般に、会社は株主のモノであるので、企業価値は株式時価総額であるという考え方が、実業界では通説であるという[24)]。株式時価総額は、基本的には経済的事業を遂行する会社の能力である収益力や成長力を投資家が評価した結果、市場において決められているからである。会社の社会的存在意義を示す指標であるという意味で、会社の価値、価格を株式時価総額であるとみなすのは、投資家の観点からすれば、正当であるようにみえる。投資家にとって、株式はモノであり、売買される商品であるので、会社の価値を株式の価値であるとみなすことは、会社をモノ、商品であると考えている場合には当然のこととなる。

しかし、この考えは問題含みである。当然の前提とされていること、すなわち会社は売買対象のモノなのか、ということである。会社がモノであれば、その価値、価格を市場が決定するのは当然である。株式がモノであることは間違いないが、会社もまた、モノなのであろうか。

経営者主権論も認めているように、会社はモノではなく、ヒト（法人）なのである。会社は、それ自体として財やサービスの生産、流通、消費を担う経済的事業組織であり、営利を目的として事業を行なう能動的主体（法人、法律上のヒト）としての社会的存在である。それゆえ、会社は誰かに所有されるモノ、自由に利用・処分されうるモノではない。

民法上、所有とはモノに対する全面的支配を意味する。すなわち、法令の制限内において、客体としてのモノを、自由に使用・収益・処分することである（民法、第206条）。株主は、株式を所有することにより、会社から収益を得る権利（利益配当請求権）ならびに、これを確保するための「補助的」権利（共益権）をもつ。後者は会社の支配権への関与を意味するが、会社財産の所有者ではない株主には、会社を自由に使ったり処分する権利はなく、したがって、株主が会社を所有しているとは言えないのである[25)]。

24）砂川伸幸（2009）「企業価値評価の動向：コーポレートファイナンスの分野」『日本経営学会第83回大会　報告要旨集』、九州産業大学、12頁（日本経団連、経済同友会レポートにみられる企業価値の定義の紹介）。

25）「投資者は何を求めて株主になるか。企業の経営に意欲を燃やす者もいるが（企業者株主）、これは大株主に限られる。一般の株主は経営を取締役に任せ、剰余金の配当を得るか（投資株主）、株価の値上がりを期待する（投機株主）。昔のように会社の存続期間を限っていたところでは、会社が解散した時に分配される残余財産が、投資額を上回るこ

会社が株主とは別個の独立した社会的存在である以上、会社の価値は、以上のことを前提に再考されなければならない。では、会社の社会的価値とは何か。社会的価値が株式時価総額に反映されていると考えることもできる。しかし、この価値基準を過度に強調すべきではないと思われる。株式時価総額を過度に強調することは、すでに述べたように、会社をモノ、売り買いする商品であるという、誤った見方を助長することになるからである[26)]。

株式時価総額は投資家にとっての価値、売買価格であり、社会を投資家に代表させて（一元化して）評価した価値である。投資家にとっての価値と社会にとっての価値が一致することもありえようが、そもそも両者は別のものである。投資家にとっての価値は、モノ、商品の価格が高いか低いかにある一方で、社会にとっての価値は、会社の（存在意義である）持続的に成長する能力にあると考えられるからである。

法律上のヒトであり株主のモノではない、株主とは別個独立の権利義務の主体である会社は、株主の価値とは別にそれ自体の価値をもつ。人間の場合、自身の価値とは、不断に成長し、社会発展に寄与しうる能力であり、それが給与、組織的地位や社会的地位などによって評価されている。社会的存在としての会社もまた、まず、それ自体の価値を考えるべきであろう。

企業の価値とは何か、と問われたある経営者は、「長期的、持続的に成長する力だ」と答えている。企業価値とは、「長期的、持続的に成長する力だ。メーカーならば開発力。開発投資をする資金力や技術力を多く持っている会社が、価値ある会社だ。株式時価総額は価値の唯一無二の基準ではない。我々は完全に『技術』に価値を置いて企業買収してきたし、今後もそうする」[27)]。高い開発力を維持し、長期的に成長することによって社会発展に寄与する能力、これが企業価値だとの見解である。

おわりに

会社は、使用・収益・処分対象、所有対象としてのモノではなく、したがって株主のモノではないと述べた。株主主権論は正しくないのである。だがまた同じ論理から、会社は多様なステイクホルダーの共同的所有物でもない。たしかに、会社を取り巻くさまざまなステイクホルダーにとっての価値が会社の価値だという議論も優勢である。先述の経営者主権論は、いわば

とを期待したかもしれない。現在の会社は解散を予定しない。こまめに株価の動きを見て値上がり益を稼ぐか、配当を目当てにするのが一般の株主である。／こういう状況では、利益配当請求権が株主の最も重要な権利になる。株主の共益権は、株式投資から収益を確保するための、いわば補助的な権利である」（龍田節（2007）『会社法大要』、有斐閣、200頁）。

26）数において、わが国の会社のほとんどは小企業といってよく、これらの会社においては、株式所有者（大株主）は、その経営支配力の強さのゆえに、会社財産の所有者であるかのようにふるまい、会社はモノ的存在（大株主の所有物）であるかのようにみえる。ただこの場合、これら大株主が会社を私有物であるとみなしていたとしても、売買対象物であると考えているとは限らない。

27）「メディアウォーズ　私はこう見る　12　御手洗冨士夫氏」『朝日新聞』、2005年11月27日付。

ステイクホルダー主権論であり、株主主権と従業員主権を折衷したものである。このような議論は有益ではあるが、会社それ自体の存在を無視してステイクホルダーの価値が会社の価値であるかのように考えるならば、誤りである[28)]。

すでに繰り返し述べたように、会社は誰かのモノではなく、それ自体の価値をもつ法的ヒトであるので、会社はそれ自体としての価値をもつ。そして、会社自体が持続的に成長する能力が会社の価値であることはすでに述べた。では、この価値を生み出す主体としての会社とは何かが、問われなければならない。

会社は、機関の存在によって、人間のように考え行動できる。いわば、集団としての株主、すなわち株主総会が頭、会社と委任（信任）関係にある取締役（会）すなわち経営者が手足である。これら機関が法律上の会社の実像、身体を構成している。だが、実際には機関だけでは十全な体ではなく、会社は活動できない。これに会社と契約関係にある従業員（使用人）を加えることによって初めて、会社は十分な活動が行えるヒトとなるのである。

取締役（会）は手足であるといっても、株主総会の権限は限られているので、取締役（会）は実質的に会社の頭とも手足ともなり、経営業務を担当（業務執行）する。そして、この取締役とその指揮命令下にある使用人との協働体が会社であり、価値を生み出す主体である。それゆえ、会社の価値を高めるためには、従業員の満足（従業員価値）を高めることを通じて、顧客を創造する（顧客価値の向上）ことのできるように、持続的に成長する能力を不断に強化しなければならない。

会社それ自体とは何かについて論じるのは容易ではない。株主主権論、従業員主権論、経営者主権論それぞれの議論には、一定の妥当性と限界がある。本稿では、経営者主権論の議論を手がかりにして株主主権論を批判し、法人としての会社それ自体とは何か、会社それ自体の価値とは何かを十分に検討することが重要であると主張している。しかしながら、会社それ自体を考える上で最も重要な従業員と会社との関係については全く触れてこなかった。この点に関しては、従業員主権論が参考になるであろうから、機会を改め検討したいと考えている。

28）会社法の想定する会社のステイクホルダーは、株主と債権者である。従業員も債権者の一人であり、株主と同様に、会社それ自体の外部者である。「会社をめぐる関係者として伝統的に考えられてきたのは、社員（＝出資者。株式会社では株主）と会社債権者である。つまり、会社債権者の保護を図りつつ、社員の利益を増進させるよう、会社が運営される仕組みを用意するのが会社法である」（龍田節（2007）、27頁）。